

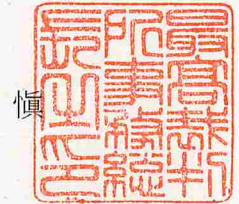
最高裁秘書第787号

令和3年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書不開示通知書

令和2年11月13日付け（同月16日受付，第020645号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

紙媒体の配布物等を電子データ化して情報を作成した司法修習生が修習の停止処分を受けた事例に関する文書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）